

確認申請等手数料一覧

平成24年6月1日施行

建築物の確認申請等手数料

床面積の合計	金額 (円)			
	確認申請(計画通知を含む。以下同じ。)	中間検査	完了検査(中間検査がない場合)	完了検査(中間検査がある場合)
30㎡以内のもの	11,000	12,000	14,000	13,000
30㎡を超え100㎡以内	19,000	16,000	18,000	17,000
100㎡を超え200㎡以内	31,000	19,000	22,000	21,000
200㎡を超え500㎡以内	43,000	25,000	30,000	29,000
500㎡を超え1,000㎡以内	68,000	40,000	47,000	45,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	93,000	53,000	64,000	61,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	221,000	120,000	157,000	147,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	338,000	190,000	242,000	232,000
50,000㎡を超えるもの	609,000	380,000	457,000	437,000

備考 床面積の合計の算定については、次に掲げるとおりとする。

(1) 確認申請

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(2) 中間検査 当該中間検査を行う部分の床面積の合計

(3) 完了検査

ア 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

構造計算適合性判定を必要とする場合(前記に加え下表の金額を要します)

床面積の合計	金額 (円)	
	構造計算適合性判定	
	構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合
1,000㎡以内のもの	115,000	167,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	137,000	215,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	151,000	248,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	191,000	324,000
50,000㎡を超えるもの	323,000	590,000

備考 1 床面積は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(2) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積

2 この表において「構造計算適合性判定」とは、建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に基づく構造計算適合性判定をいう。

3 手数料は、一の建築物(エキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合はそれぞれの部分)ごとに徴収する。

建築設備等の確認申請等手数料

区分		金額		
		確認申請	中間検査	完了検査
建築設備	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	16,000円。ただし、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして設置する場合は9,000円	15,000円	19,000円
	小荷物専用昇降機	10,000円。ただし、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして設置する場合は5,000円	11,000円	11,000円
工作物		12,000円。ただし、確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合は7,000円	12,000円	12,000円

備考 手数料は、1の建築設備又は1の工作物ごとに徴収する。